

幸田町保育園 I C Tシステム導入業務仕様書

1 基本事項

(1) 業務名

幸田町保育園 I C Tシステム導入業務

(2) 構築期間等

ア 構築期間：契約締結日の翌日から令和6年12月31日まで

イ 運用期間：令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

※試行期間1か月含む

ウ 確認事項：半導体不足等による昨今の事情により、端末機等の納期が遅れる場合など、やむを得ない事情があるときは、本町との協議により運用開始時期の変更を認める。この場合においても、保育園 I C Tシステム導入業務は令和6年度中に完了させること。

(3) 契約期間等

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 支払い方法

契約締結日から令和7年3月31日までにかかる費用を一括で支払うものとする。

(5) システム導入期間満了後の運用等

ア 保育園 I C Tシステム（以下「本システム」という。）の運用開始から5年間は継続して利用を想定しているため、システムや機器の保守は5年間継続できるものを選定すること。なお、本システムは「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ T Y P E 1）の補助金を活用する予定であり、令和6年12月1日から令和9年3月31日までのシステム利用料と機器の保守運用に係る費用は初年度の契約費用に含める。

イ 令和7年4月1日以降は各年度当初に、受託者と別途保守委託契約を締結することにより、本システムの運用を継続する。

ウ 次年度以降の運用保守委託契約において、運用・保守について業務の一部を再委託する場合は、受託者と再委託先との事情により本システムの運用・保守が継続できなくなることはないよう、受託者が全責任を負うものとする。

(6) 場所

「別紙1 履行場所一覧」のとおり

(7) 業務内容

ア システム導入業務（システム納品、初期設定支援など）

イ システム運用保守業務

2 システム内容

(1) 要件

ア 保育園を運営する他の地方公共団体において、2,000施設以上の導入・運用実績があるシステムであること（機能単体での提供や無償での提供は除く。）。

イ 「インターネット」のクラウドサービスの利用を前提とする。

ウ クラウドサービスのシステムは国内のデータセンターにあること。

エ 定期的にバージョンアップ（機能拡張）等を図る A S P サービスの形態で提供すること。

オ 個人情報は運用時の利用端末側に保持せず、クラウド側にて保持すること。

カ 当システム専用の保護者向けスマートフォンアプリケーションを提供することとし、保護者アプリはプッシュ通知が可能であること。

キ 職員用システムおよび保護者アプリにて利用する機能は、いずれも提案時点で1年以上の運用実績があること。

(2) 機器類

ア システム接続用の機器は、新規にPC及びタブレット端末の利用を提供すること。

イ 必要数は「別紙1 機器台数一覧」のとおりとする。

(3) ネットワーク

ア 施設一覧の設備に常時接続型インターネット接続回線を各々1回線ずつ提供すること。

イ 固定（静的）グローバルIPを各拠点1つずつ用意すること。

ウ 回線速度が1Gbps（ベストエフォート型）の回線を提供すること。プロバイダーも併せて提供すること（一体型である必要はない。）。

エ 保育園で保育園ICTシステムを利用する場所において無線LANが利用できるようにアクセスポイントの設置設定を行うこと。

オ 屋外配線が必要な場合は、配管・モールなどのLAN配線の保護設備を用意すること。

カ 屋内配線に必要な配管・モールなどの配線保護設備を用意すること。

キ 無線LAN工事は、原則、土日祝日午前9時から午後6時まで安全に配慮し実施すること。

ク Wi-Fiによるインターネット接続については、次の方法を満たすこと。

- ・今回新設予定の有線回線と接続しインターネット接続環境を提供できること。
- ・Wi-Fi接続はWPA3Personalでセキュリティを確保した設定とすること。
- ・Wi-FiのアクセスポイントのSSIDはステルス設定を行い、接続許可を設定していない端末に接続できないなど不正侵入防止などの適切なセキュリティの確保を行うこと。

ケ 無線LAN工事に際してはアスベスト対策に準拠した施工を行うこと。

コ 受託者は無線LAN施工の前にアスベスト含有の有無については、事前調査を行い確認すること。なお、アスベスト含有の事前調査費用は本事業に含むものとする。

(4) 機能要件

保育園ICTシステムは、「機能要件回答表（様式第6-1）」の機能を提供できること。

(5) その他

ア システムへのログインにあたっては、ユーザIDとパスワード等による認証を行うこと。また、職員ごとに詳細な権限（閲覧権限／更新権限）の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取扱いが制御されること。

イ 利用できる保護者数及び職員数並びに接続できる端末数は制限なく、導入後に接続端末数・職員数の増減があった場合でも、追加料金が発生しないこと。園児数の増加があったときは別途協議すること。

ウ ASPサービスとして一般的に行われるシステム機能の強化（追加・修正等）については、追加の費用なく提供すること。

3 保育園ICTシステム導入

(1) セットアップ・導入フォロー

ア 運用を開始するに当たり、本町で実施する設定作業の支援を適宜行うこと。

イ 契約後、速やかにシステム導入会議を実施すること。システム導入会議では運用開始までのスケジュール及び初期設定内容を提案し、本町の承諾を得ること。

ウ 導入担当者を設け、全体の利用状況をシステム上で随時確認し、作業が停滞している園へのフォローなど導入サポートを適宜行うこと。

エ 導入担当者は、地方公共団体への保育園ICTシステム導入プロジェクト担当経験を有すること。

- オ オンライン等の方法で各機能別の活用セミナーを定期的に行い、効果的な活用方法や他の事例を共有すること。
- カ 導入後も、進捗確認や進捗状況に応じたフォロー等を行うこと。
- (2) 保育園 ICTシステム操作マニュアル（オンラインマニュアル）
 - ア 運用開始1か月前までに操作マニュアルをオンラインで提供し利用できる状態とすること。
 - イ 操作マニュアルは、オンラインマニュアルとして提供すること。また、マニュアルのキーワード検索に対応すること。
 - ウ 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、利用者が理解しやすい平易な記述とし、実際の画面キャプチャー及び操作デモ動画等を用いて分かりやすく説明すること。
 - エ 機能の修正などがあった場合には、速やかにマニュアルを修正し提供すること。
- (3) 導入支援
 - ア 委託者の運用に合わせた本システムの初期設定（システムのパラメータなど）を行うこと。
 - イ 委託者が提供する園基本情報、職員情報、園児情報を受注者がシステムに登録すること。その際は個人情報の取扱いに留意すること。なお、登録用のデータを EXCEL、または CSV データ形式で本町が用意する。
※その他取り込むことが望ましい情報があれば提案すること。
 - ウ 導入担当者は、他の地方公共団体や施設への保育業務支援システム導入経験を有すること。
 - エ 本システムを効率的に導入するため、委託者に適した各機能の利用方法や他の事例の紹介など、委託者に有効なサポートを行うこと。
 - オ その他、導入を行うにあたり、委託者で実施する作業の支援を行うこと。
取り込みデータ項目は下のとおり、
園基本情報：園名、住所、所在地
職員情報：氏名、氏名カナ、性別、生年月日、役職
園児情報：氏名、氏名カナ、性別、生年月日、入園日、郵便番号、住所、電話番号、保護者氏名、保護者続柄、緊急連絡先、認定区分（号数・保育必要量）※その他取り込むことが望ましい情報があれば提案すること。
- (4) システム操作研修
 - ア 委託者と受託者にて協議のうえ、研修内容及びスケジュールを調整し、各施設のシステム利用者（各公立園の保育士や担当課職員）に対する操作研修を行うこと。
 - イ 研修は提案システムに精通した講師が行うこと。
 - ウ システム利用者向け研修及びシステム管理者向け研修を1回以上実施すること。内容や回数については、本町と協議のうえ、システム利用者全員が確実に理解できるような内容、回数で実施すること。
 - エ 研修はマニュアルでの説明だけでなく、システムを使用した研修を行うこと。
受託者が必要と考える内容が他にある場合は、それも併せて提案すること。
 - オ 研修内容は発注者と受託者にて別途協議の上決定する。

4 運用保守

- (1) 保育園 ICTシステム運用時間
保育園 ICTシステムについては、通年24時間とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要となる場合には、事前に本町へ申し入れること。
- (2) 保育園 ICTシステム用ヘルプデスク
 - ア 保育園及びこども課からの問い合わせに対応する事業者向け保育園 ICTシステムのヘルプデスクを設置すること。

イ 事業者向けヘルプデスクは電話及び電子メールからの問い合わせに対応することを可能とし、オペレーターが対応すること。また電子メール等による問い合わせにも対応すること。

ウ 電話からの問い合わせは、平日の午前9時から午後5時の時間帯で受付すること。

エ 電子メール等による問い合わせは、24時間受付すること。

オ 保護者からの問い合わせに対応する保護者向けヘルプデスクを設置すること。

(3) セキュリティ対策

ア 受託者は、サイバー攻撃、改ざん防止対策、セキュリティホール対策を適切に講じなければならない。

イ コンピューターウイルス等、悪意のあるプログラムの侵入を防止するための対策等により、適切に業務を行うこと。

ウ SSL/TLS により暗号化を施した上で通信すること。

エ 保育園及びこども課が使用する IP アドレスによるシステムへのアクセス制御を行えること。

オ 提供システムは、ISO/IEC27001:2013 (ISMS) を取得していること。

カ システムで使用するハードウェア、ソフトウェアの設置場所等については、日本データセンター協会が制定するデータセンターファシリティスタンダードのティア3相当の基準を満たした設備とすること。

(4) 保育園 ICT システム障害対応

ア 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。

イ 障害が発生した場合には速やかに本町に報告し、早期復旧を図ること。

ウ 管理する本システム用データが消失しないよう日次バックアップデータを1日複数回保存し世代管理を行うこと。また、必要に応じてバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

(5) 機器ハードウェア保守

ア システム機器の電話受付とオンサイト保守は、平日の午前9時から午後5時までとする。

イ MDM 運用及び年次更新を行うこと。

ウ 故障修理端末の初期化及び、再設定を実施すること。機器故障時は必要に応じてオンサイト対応とする。

(6) 業務引継ぎ

契約履行期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由のいずれも問わず、本業務が終了となる場合は、受注者は発注者の指示のもと、本業務終了日までに発注者が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じ、他者のシステムに移行する作業の支援を行うこと。

業務引継ぎに伴いデータ移行等が発生する場合は、構築・運用を行っている全ての業務システムについて、移行のために必要となるデータを、汎用的なデータ形式 (CSV 等) に加工し提供すること。また、ファイル・データレイアウト等の資料を提供し、発注者または他者 (次期受注者) に対して誠意を持って協力すること。なお、上記の作業については、追加の費用が発生することなく対応すること。

5 保育園 ICT システムの運用上必要となる機器類

各機器の調達台数は「別紙1 機器台数一覧」を参照のこと。

また、各園への設置台数は「別紙1 設置台数一覧」を参照のこと。

(1) ハードウェア機器要件

ア ルーター

- ・法人向け機器であり VLAN 機能を有していること。
- ・ポート数は LAN 側 4 ポート WAN 側 1 ポートとする。

- ・光回線（ONU）、並びにスイッチングハブへの接続に必要なケーブル類を本事業に含むものとする。
 - ・5年の保証を有すること。
- イ PoE スイッチ
- ・レイヤ2スイッチング機能を有し、PoE 給電は IEEE802.3at 規格に準拠すること。
 - ・VLAN機能を有し、ポート数は8ポート以上とする。
 - ・ループ防止機能を有すること。
 - ・接続する機器の台数を計算し必要な給電容量を確保すること。
 - ・アクセスポイント及びインターネットルーターへの接続に必要なケーブル類、設定作業費も本事業に含むものとする。
 - ・5年の保証を有すること
- ウ 無線アクセスポイント
- ・タブレット端末がインターネット接続するためのWi-Fi 接続機能を有すること。
 - ・IEEE802.11 ax/ ac/n/a/b/g に対応すること。
 - ・2.4GHz 及び5GHz 同時通信が可能であること。
 - ・セキュリティの種類はWPA3 パーソナル以上を想定している。
 - ・IEEE802.3at 準拠 PoE 給電対応であること。
 - ・初期設定作業費、並びに壁もしくは天井 固定取り付け費も本事業に含めること。また、電波状況によっては天井裏での設置も可能とする。
 - ・5年の保証を有すること。
- エ 登降園打刻用タブレット
- ・iPad 第10世代以上 Wi-Fi モデル
 - ・打刻を滞りなく行うことができる性能を備えていること。
 - ・登降園管理に使用するQRコードリーダー等、必要な機器等がある場合は併せて提案することとし、その機器費用は全て見積りに含めること。
 - ・タブレット用の据置き用スタンドを加えること。
 - ・5年の物損に対応した保証を有すること。
- オ MDM
- ・端末のリモートワイプ、リモートロックがMDMクラウド管理画面から遠隔操作可能であること。
 - ・iOSのバージョン情報、インストール済みのアプリケーション情報（バージョン含む）を取得できること。
 - ・アプリケーションの配信機能を備えること。
 - ・5年度分（令和11年3月31日まで）の利用可能なライセンスを選定すること。
 - ・iPad 導入実績のあるMDMであること。
- カ LAN ケーブル
- ・LAN ケーブルはCat5eのケーブルとすること。
- キ 管理用ノートパソコン
- 以下の要件相当を備えるものとする。
- ・国内主要メーカーまたは日本法人を持つ主要メーカー製同一機種 of 同一型であること。なお、パソコン本体は納入時において現行販売機種でかつ、法人向けモデルであること。
 - ・本体色はブラック又はシルバーであること。
 - ・OSはWindows 11 Pro (64bit)
 - ・CPUはIntel Core i5以上かつ第12世代以降であること。
 - ・メモリは8GB以上であること ※メーカーオプション品であること。
 - ・ストレージはSSDかつ256GB以上であること。
 - ・表示機能は15.6型以上かつHD（1366×768）以上であること。

- ・光学ディスクドライブは有しないこと（内蔵されている場合は、取り外しカバー等を装着するまたはBIOSの設定等で使用を制限すること）
- ・キーボードはテンキー付日本語アイソレーションキーボード（JIS標準配列準拠）であること。
- ・マウスはメーカー純正品の付属品
- ・タッチパッド式ポインティングデバイスはUSBマウス接続時には自動で無効になるよう設定できること。
- ・内蔵カメラを有すること。
- ・Wi-Fi接続可能な仕組みを備えること。
- ・Chromeブラウザの最新バージョンを含む。

ク プリンター

- ・A4判及びA3判での印刷が可能であること。
- ・カラー出力が可能であること。
- ・調達するPCとの接続が可能であること。
なお、PCとプリンターは本業務で構築をするNW経由で接続すること。
- ・5年の保証を有すること。

(2) 機器初期設定

保育園ICTシステムが利用できるように、保育園ICTシステムの環境を設定（SSID設定、MDM設定など）すること。

(3) その他

上記に記載のない機器で必要な機器については、受託者において本事業の範囲内で準備すること。

6 納品成果物

納品物は下記資料について電子データとして納品すること。

- (1) 操作マニュアル（各保育園1部及びこども課1部）
- (2) パラメーターシート（こども課1部）
- (3) 保守連絡先一覧（こども課1部）
- (4) 施工写真（施工前・施工後）
- (5) ネットワーク機器配置図
- (6) その他必要なものについては受託者と協議の上決定すること。

7 導入スケジュール

本システム導入で想定しているスケジュールは、以下のとおりである。

No.	月	内 容
1	令和6年 7月中旬	契約
2	8月～11月	システム・ネットワーク等の構築
3	10月	管理者、園運用研修会
4	8月～11月	保護者向け周知（広報）
5	11月～12月	運用テスト
6	11月～12月	保護者アプリ導入体験会
7	令和7年 1月 4日	本番運用開始

8 本業務における留意事項

- (1) 受託者は、仕様書並びに諸関係法令を遵守し、本町の指示に従い、連絡を密にして業務の進捗を図ること。
- (2) 本業務に従事する者は、業務の遂行に必要な知識と経験を有すること。
- (3) 本業務において知り得た本町に関する情報は、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。
- (4) 「個人情報保護法」及び「幸田町情報セキュリティポリシー」に準拠すること。
- (5) 本町が実施する情報システムに対する情報セキュリティ監査には必要に応じて協力・対応するものとする。脆弱性や不備が見つかった場合は無償にて対策を講じること。
- (6) 本業務における成果物の所有権、著作権、利用権は、本町に帰属するものとする。
ただし、本業務開始前に受託者が所有する著作権及び第三者により提供されるコンテンツ、プログラム等に係る著作権についてはこの限りでない。
- (7) 本業務の成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、該当著作物の使用に関する費用の支払を含む一切の手続きを受託者が行うものとする。
- (8) 本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本町に書面により報告し、本町の承諾を得ること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、本町と受託者が協議の上決定する。